

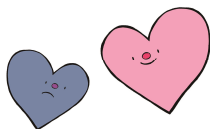


平成30年4月
愛宕台中学校
保健室

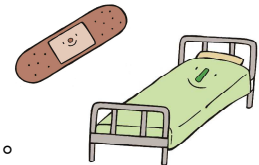
入学・進級、おめでとうございます



今年度も引き続き保健室を担当します養護教諭の鈴木 佳織すずき かおりです。
保健室では、みなさんの学校生活を健康面からサポートしていきます。けがをした時、
具合が悪い時、悩み事を相談したい時、身体や健康について知りたい時など、遠慮せず
保健室に来てくださいね。ルールやマナーを守って利用しましょう。
1年間どうぞよろしくお祈いします。



保健室利用のルール



- ① 来室する時は、次の授業の先生に言ってから来てください。
- ② 休養は原則1時間までです。（回復しない場合は担任や保護者と相談します）
- ③ 保健室にあるものを無断で使用することはできません。
- ④ その日のケガにしか対応しません。
（保健室は病院ではないので、家庭でのケガや継続した治療・手当はできません）
- ⑤ 飲み薬はあげられません。
- ⑥ 他の人の迷惑にならないよう、声の大きさに注意しましょう。
- ⑦ 学校でケガをして、病院を受診した場合は必ず報告をしてください。



4月の保健目標：「自分の健康状態を知ろう」



健康診断が
はじまります!

ただ 正しく検査を受
けられるよう、お
使いはしっかり読
んで準備してね。

お世話になる学校医の先生方です

内科：伏島 堅二 先生

眼科：猪ノ坂 貴子 先生

耳鼻科：青柳 充雄 先生

歯科：鶴田 朝樹 先生

学校薬剤師：西出 穰 先生

※健康診断日程表については、別紙プリントを配布しますのでご確認ください。

○日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは？

学校の管理下（授業中、校外活動中、登下校中など）でけがをした時に、医療費の一部が支給される制度です。窓口で支払った医療費の自己負担額が1500円以上の場合が給付対象となります。

また、市の「こども医療費助成制度」や「ひとり親家庭医療費助成制度」と併用する場合は、かかった総医療費の1/10と自己負担額（一医療機関につき月額500円）が支給されます（日本スポーツ振興センターのみの場合は4/10支給）。

なお、申請の際、医療費助成の手続きの有無を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

保護者の方へ

お子さんが、学校でけがをしたとき

↓

保健室まで知らせてください

↓

医療費がおりる手続きをします

※医療機関等の状況の証明などの書類が必要です。
詳しいことは学校(保健室へ)お問い合わせください

学校でけがをしたときは？

日本スポーツ振興センター・災害共済給付制度

給付の対象・条件など

- 学校管理下（課外活動・通学なども含む）のけがであること
- 療養にかかった費用が5000円以上の場合
(医療保険の適用で医療機関の窓口で支払った自己負担額が、通常1500円以上)

※制度の詳細は、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Default.aspx>

保護者の皆様へ

年度始めに、保健関係の提出文書が複数あります。お忙しいところお手数をおかけしますが、締切日までに提出いただくようご協力をお願いいたします。（健診を学校で受けられなくなる場合もあります。）

保健室での休養は原則1時間です。回復しない場合や、けがなど緊急の場合は、保護者へ連絡させていただきます。保健室用携帯からも連絡することがありますので、ご承知おきください。

また、お子様の健康について心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。

学校 Tel:71-9029
保健室携帯 Tel:080-1001-5220

遅刻・欠席の連絡は、

8:00～15:00 までに
お願ひします。